

平成31年 3 月12日

◎明神委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(9 時59分開会)

◎明神委員長 本日の委員会は昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。御報告いたします。昨日の委員会において教育委員会の質疑の中で依頼しておりました資料の提出がありましたので、各委員の皆様にお配りしております。

《警察本部》

◎明神委員長 それでは、警察本部について行います。

まず、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎宇田川警察本部長 それでは、警察本部提出の予算議案 2 件及び条例議案 1 件の計 3 件について御説明いたします。

最初に、第 1 号平成31年度高知県一般会計予算について御説明いたします。お手元の青色の警察本部のインデックスを貼った説明資料 1 ページの平成31年度当初予算施策体系をお開きください。

予算編成に当たりましては、こちらに記載しております 7 つの項目を重点目標として掲げておまして、これらの達成に向けて各種施策の推進を図ることを基本方針といたしました。

今回、人件費を除く物件費は左上の欄にありますとおり 52 億 5, 777 万 4, 000 円で前年度と比較して 1 億 6, 273 万 3, 000 円、3. 2% の増額となっております。

お手元の資料①平成31年 2 月高知県議会定例会議案（当初予算）の 5 ページをお開きください。

平成31年度の当初予算見込み額は、款14警察費の欄に記載のとおり、総額で 211 億 216 万 8, 000 円であります。項別では、警察総務費が 186 億 2, 515 万 6, 000 円、警察活動費が 24 億 7, 701 万 2, 000 円となっております。主要な事業といたしましては高知警察署建設事業、南海トラフ地震対策、自転車条例の施行に伴う自転車交通安全教育事業などであります。

次に 19 ページをお開きください。

債務負担行為について御説明いたします。下の 2 つ、運転免許センター設備改修事業費と、通信指令システム機器賃借料の 2 件の債務負担行為をお願いしております。

次に、第 24 号平成30年度高知県一般会計補正予算について御説明いたします。

お手元の資料③平成31年 2 月高知県議会定例会議案（補正予算）の 5 ページをお開きください。

今議会でお願います補正予算額は、款14警察費の欄に記載の 3 億 4, 583 万 2, 000 円の減

額補正であります。内容は、退職者が見込みを下回ったことによる退職手当の減や、各事業の契約差金などによる減額となっております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

資料の9ページをお開きください。

款14警察費の欄に記載のとおり、交通安全施設整備費に関する繰越明許費補正をお願いするものであります。平成31年度高知県一般会計予算及び平成30年度高知県一般会計補正予算の事業内容に関する詳細につきましては、後ほど会計課長から説明をさせたいと思います。

次に、第46号職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

資料⑥平成31年2月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の2ページをごらんください。

本議案は超過勤務命令の上限の設定等について規定した人事院規則の一部改正を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるために必要な改正をしようとするものであります。改正の具体的な内容につきましては、総務部等からの説明と同様の内容になりますので、重ねての説明は省略させていただきたいと思っております。私からは以上であります。

＜会計課＞

◎明神委員長 続いて、会計課の説明を求めます。

◎高橋警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②平成31年2月高知県議会定例会議案説明書（当初予算）に基づきまして、順次項目を追いながら、主要な事業や多額の経費を要するものなどを重点に説明させていただきます。

680ページ、公安委員会予算総括表をお開きください。

平成31年度当初予算額は、211億216万8,000円で前年度比4億9,477万円、2.3%の減額であります。性質別内訳では、人件費が158億4,439万4,000円で6億5,750万3,000円、4%の減。物件費は52億5,777万4,000円で1億6,273万3,000円、3.2%の増となっております。

それでは、歳入予算から説明します。

資料681ページをごらんください。款7分担金及び負担金は、高知市へ派遣している職員4名分の給料等の負担金で、前年度と同額の2,640万円です。

次の款8使用料及び手数料は、8億8,416万2,000円で前年度比4,318万8,000円、5.1%の増額となっております。増額の主なものは、自動車運転免許の更新対象者の増による更新手数料と、更新時講習手数料の増によるものであります。

続いて、683ページをお開きください。

款9国庫支出金は、4億8,408万9,000円で、6,422万2,000円、15.3%の増となっております。増額の主なものは、高知警察署建設事業を行うための警察庁からの補助金の増額に

伴うものであります。

款10財産収入は、2億2,228万7,000円で、6,302万円、22.1%の減額です。減額は、遊休財産売り払い対象地の減少によるものであります。

684ページをお開きください。

款14諸収入は、1億3,661万8,000円で、3,366万5,000円、19.8%の減額となっており、前年度実施のさんご荘の解体費の分担金収入3,220万5,000円の終了によるものであります。

款15県債は、13億8,200万円で、前年度とほぼ同額であります。

続きまして、685ページをごらんください。

歳出予算について御説明いたします。

最初に下段の項1警察総務費、目1公安委員会費ですが、予算額は6億2,426万8,000円、前年度比2,156万2,000円、3.3%の減額であります。減額の主な要因は、2自動車運転免許費の総合運転者管理システムの元号改正に伴う修正委託を前年度に行ったためであります。

1公安委員会運営費の予算額は2,038万9,000円で、その内容は公安委員会委員、警察署協議会委員及び留置施設視察委員の報酬や、射撃技能等講習の委託などに要する経費であります。

686ページをお開きください。

右説明欄下から7つ目の、2自動車運転免許費の3億163万7,000円は運転免許証の取得更新に要する経費、下から2つ目の3安全運転講習費の3億224万2,000円は、安全運転管理者の講習などに要する経費であります。

次に、687ページ、目2警察本部費をごらんください。予算額は166億7,916万4,000円で前年度比6億3,582万6,000円、3.7%の減額であります。

右説明欄、1人件費は158億4,439万4,000円で、前年度比6億5,750万3,000円の減額であります。減額の主な要因は、退職手当マイナス5億3,669万6,000円、共済費負担金率の変更マイナス4,985万2,000円などによるものです。

説明欄、2一般運営費は、警察業務を運営していくための義務的経費であり、予算額は7億3,235万9,000円で、1,726万4,000円の増額であります。これは、説明欄下から5つ目の電算処理システム修正等委託料として、平成32年1月にOSのサポートが終了する各種システムの再構築等に伴う増額が、主な要因であります。

688ページをお開きください。

説明欄上から4つ目の事務費5億8,918万2,000円は、非常勤職員や臨時職員に要する経費、駐在所家族報償費、パソコン、サーバーなどの機器リース料などであります。

事務費の下、3職員被服費の6,278万8,000円は、警察官の制服などに要する経費であり、4職員福利厚生費の3,962万3,000円は、職員の定期健康診断や深夜勤務者の特殊健診などに要する経費であります。

次に、目3施設整備費をごらんください。予算額は13億2,172万4,000円で、前年度比2億6,487万1,000円、25.1%の増額になっています。高知警察署建設事業が2年目となり、建設費の増額が主な要因であります。

右説明欄、1警察署再編設備費は、1億4,737万9,000円で、事業内容は南国警察署香美警察庁舎新築事業3カ年計画の最終年度分であります。新庁舎は平成31年1月に完成し、2月4日に庁舎の移転を完了しております。現在、旧庁舎の解体工事や車庫等の整備工事を行っており、全体が完了するのは7月ごろを予定しております。

説明欄、2庁舎等整備費は、9億6,795万9,000円で、事業内容は高知警察署建設事業の2年目として、JA電算センターの解体工事及び新庁舎の建築工事を行うほか、高知南警察署鴨田交番の新築工事、中村警察署大方駐在所の設計委託、室戸警察署の改修工事、職員宿舍屋上の防水改修工事などであります。

689ページの3施設維持管理費は2億638万6,000円で、警察施設の点検清掃委託料、維持管理修繕に要する経費であります。

次に、項2警察活動費、目1活動費をごらんください。予算額は13億1,254万6,000円で前年度比5,716万8,000円、4.2%の減額となっておりますが、これは全国豊かな海づくり大会警衛警備の終了により警衛警備対策費8,623万8,000円がゼロ、通信指令システム設計委託業務の終了により委託料2,227万3,000円がゼロなどが主な要因となっております。

右説明欄、1一般行政費は、2億3,411万8,000円で前年度比384万2,000円、1.7%の増額であります。この細目の主な内容は、被留置者の処遇費、犯罪被害者へのケアに要する経費、警察電話の維持費及び職員の採用や研修などに要する経費であります。

690ページをお開きください。

節区分の欄の上の端に(8)報償費2,628万3,000円とありますが、この中には、捜査用報償費(捜査費)が総額で前年度と同額の1,500万円が含まれています。

次の細目2警察装備費、説明欄上から7つ目は3億8,433万1,000円で前年度比4,932万3,000円、14.7%の増額となっております。この細目の主な内容は、警察用航空機、車両、警備艇の維持管理などに要する経費であり、高知南警察署配備の警備艇の法定検査、6,548万4,000円が主な増額の要因であります。

次の細目3生活安全対策費、説明欄下の端は2億9,138万4,000円で前年度比1億1,338万9,000円、28%の減額であります。これはさきにも説明したとおり、全国豊かな海づくり大会警衛警備の終了と、通信指令システム設計委託業務の終了が、主な要因であります。

691ページの説明欄をごらんください。この細目の主な内容は、特殊詐欺被害防止対策や少年非行対策、サイバー犯罪対策に加え、街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金として前年度と同様の30式分862万5,000円を、さらに、南海トラフ地震対策に要する経費としまして、平成28年度に整備したプロペラボートの機動力を確保するため、専用のクレーンつ

き運搬車の購入や各種資機材を整備するため3,137万5,000円。また、被害が深刻化する児童虐待について、それを防止するために、全国警察で児童虐待の加害者情報を共有するための、児童虐待防止システム改修委託費用などに要する経費であります。

次の細目4犯罪捜査費、説明欄上から8つ目は、2億5,064万4,000円で、前年度比54万7,000円、0.2%の増額であります。この細目の主な内容は、捜査資機材や鑑定機器の整備や保守、捜査支援システム賃借料などに要する経費であります。

次の細目5交通警察費、説明欄下の端は1億5,206万9,000円で前年度比250万9,000円、1.7%の増額であります。

692ページの説明欄をごらんください。この細目の主な内容は、新たに、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴う、テレビ広報など啓発事業368万円やスケアード・ストレイト方式による自転車交通安全運転教室、取り締まり資機材や各種システムの保守などに要する経費であります。

次に、目2交通安全施設整備費について御説明いたします。予算額は11億6,446万6,000円で前年度比4,508万5,000円、3.7%の減額であります。

右説明欄、1交通安全施設整備費は6億8,604万7,000円で前年度比4,473万5,000円、6.1%の減額となっております。この細目の主な内容は、南海トラフ地震対策及び豪雨災害に伴う緊急対策事業として、1信号機の電源改良31基、2老朽化した信号制御機の更新80基、3道路拡張や倒壊対策として、信号柱の移設工事85本などに要する経費であります。主な減額の要因は交通管制センター中央装置の更新が終了したことによるものです。

右説明欄、2交通安全施設維持管理費は4億7,841万9,000円で、前年度比35万円、0.1%の減額となっております。この細目の主な内容は、交通信号機などの保守委託や道路標識、標示の補修工事のほか、交通信号機の電気料、専用回線料などに要する経費であります。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

資料694ページをお開きください。

表に記載のとおり、2つの事業について債務負担行為をお願いするものです。

まず1つ目の運転免許センター設備改修事業費は、老朽化した運転免許センターの高圧受変電設備を、2カ年にわたり改修する経費であります。

2つ目の通信指令システム機器賃借料は、治安維持の強化や南海トラフ地震対策を推進することを目的に、老朽化した現行の通信指令システムを更新するとともに、高度化し、平成32年4月から運用を開始しようとするものです。平成31年度から平成37年度までの機器の賃借料として、9億4,688万4,000円の債務負担行為をお願いするものです。

引き続きまして、お手元の資料④平成31年2月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)に基づき御説明いたします。

資料342ページをお開きください。

今回の補正予算額は公安委員会補正予算総括表に記載のとおり、総額で3億4,583万2,000円の減額であります。

まず、歳入予算から御説明いたします。

343ページをごらんください。

款8 材料及び手数料、款9 国庫支出金及び款15 県債については、運転免許講習受講者、国の補助金交付決定額の減など、当初の歳入見込みを下回ったことによる減額であります。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

資料は344ページから346ページになります。

減額となった主なものは、高齢者講習の受講者数が見込みを下回ったことによる講習委託料の減、1,995万9,000円、退職者が見込みを下回ったことによる退職手当の減、1億6,060万7,000円、警衛警備対策費の執行残2,150万4,000円、庁舎や交通安全施設の工事請負費の入札残6,773万円などです。

次に、繰越明許費を御説明いたします。

資料は347ページになります。

今回お願いしています繰越明許費は1事業、交通安全施設整備費に関するもので、国土交通省の行う国道56号線中村宿毛道路の道路工事のおくれにより、信号機の新設等の工事が実施できなくなったことから繰り越しをお願いするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 高齢者講習の件ですが、高齢化県ということもありまして、免許証の返上とかということも現実にあっている中で、公共交通機関もなかなか厳しい状況の中で、各地域の中で、免許証がなくなることで日常活動が非常に制限されるということも当然出てくるわけですが、そのあたりの、今の高齢者講習の実態というのはどんな状況か教えていただきたい。

◎山崎交通部長 高齢者講習は、高齢者がふえている現状で、受講者の方もふえては来ております。その中で、75歳未満の方へは、免許の有効期限の6カ月ぐらい前に講習受講の案内を出しております。75歳以上の方へは、6カ月前に認知機能検査のほうの案内を出しまして、その検査結果を受けて講習の受講案内を出しているという状況であります。現在は、認知機能検査、それから、高齢者講習は全て、11ある指定自動車教習所、そちらへ委託しております。それで受検の受講待ちの状況は時期によっていろいろ、変わってもくるんですけど、平成30年中の実績では、高齢者講習の待ちが最長85日ということもありましたけれど、年間を通じますと大体平均では1カ月から2カ月ぐらいの待ちという状況でございます。それで、早期に手続を開始したら失効という状況が発生しないということになりますので、更新される方が失効しないようにということで、できるだけ早く案内を出

しております。仮に、今後、有効期限が迫ってから手続をされる方もおるわけですが、そういった場合に失効しないように、教習所のほうへも受け入れ体制の強化をお願いをしますし、新年度からはそういった期限が切迫している方に対しましては、運転免許センターで認知機能検査の直接実施を行うというような体制づくりも行うという状況でございます。

◎**黒岩委員** それで、75歳以上の方について機能検査を行うということでございますが、認知機能検査をした場合に、どの程度の割合の方が、認知症で免許証を返納というような実態があるのか、そのあたりどうでしょうか。

◎**山崎交通部長** 道路交通法が平成29年3月12日に改正になりまして、それから去年の12月末までの数字で言いますと、認知症のおそれと判定された方は、930人ということになっております。

◎**黒岩委員** 75歳以上の方の全体の数がどれくらいか、ちょっとわからないんですけど、多いようなイメージを受けるんですが、実際、それだけ厳しい状況ですか。

◎**山崎交通部長** 合計3万2,824人の方が認知機能検査を受けておりまして、そのうちに認知機能の低下のおそれ、第1分類で判定された方が930人という状況でございます。率で言うと、3%弱、2.8%ぐらいということなんです。

◎**黒岩委員** これは全国的にどうかわかりませんが、問題は団塊の世代の方々が75歳になるのが、もう目前であるわけです。そうなると、非常に大人数の方が75歳以上になるということで、また、そういった可能性も3%近い方になるということになれば、非常に多い人数になってくるわけです。そのあたりもこれからの高齢社会、超高齢社会の中で、実際大変厳しい生活実態を伴ってくるということで、非常に私たちも心配するんですけども、そういう状況の中でどういう対応を今後図られていくのか、そのあたりの見解を伺いたい。

◎**山崎交通部長** 免許センターのほうも、安全運転支援室というところの体制を強化しまして、きちんと対応できるようにしております。

◎**弘田委員** 街頭防犯カメラ等設置支援事業、これちょっと教えてもらいたいですけど、30式補助をされるということで、補助対象、補助を交付できるところは、例えば、町内会とか、そんなところでも構わないんでしょうか。

◎**原田生活安全部長** 防犯カメラにつきましては、街頭防犯カメラと子供見守りカメラがございまして、それぞれ、カメラの設置条件がございまして。街頭防犯カメラの設置対象者につきましては、組合、団体、事業者となっております。子供見守りカメラの設置対象者につきましては、自治組織、組合、団体、PTA、市町村等でございます。

◎**弘田委員** 高知県警察独自で設置される分もあるかと思うんですけど、この30は補助ですよ。

◎原田生活安全部長 県警独自で設置したものにつきましては、過去に88基ございますが、現在は補助事業のみとしております。

◎弘田委員 犯罪の抑止力にもなるし、それからもう一つは検挙する時に大変役立つと思うので、いろいろ議論はあろうかと思うんですけど、私は設置したほうがいいと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。

◎上田（周）委員 人件費に絡んでですが、来年度の新規採用の署員の方で、うち女性警察官の割合とか人数とか教えてください。

◎田中警務部長 女性警察官の活躍促進については、5カ年計画を定めて取り組んでおります。その中で各年の採用者につきましては、今、基本的に2割を女性にするというように採用予定を立てておりまして、ここ何年か2割確実に採用するようにしております。来年度の採用予定数は、これから確定をしていくんですけども、2割というところを基本にして取り組んでまいりたいと思っております。

◎上田（周）委員 本部長からの冒頭の説明でも重点目標の7、今お話もありました女性の活躍とワークライフバランスの推進ということで、先週土曜日に自衛隊の新規の入隊入校式ございまして、参加してました。割と女性の進出というか、割合が多いように直感したんですが。今、自衛隊とか、警察の募集は少なくなっている中で、先ほど2割カバーしているというお話がありましたが、今後、こういった特徴を持って採用に向けて取り組んでいくのかそのあたりちょっとお聞かせいただきたい。

◎田中警務部長 事件捜査の関係でいろんな対応をしなければいけない部分で、女性の力が必要になる部分は必ずございます。そういった意味で、今、2割というところで計画を立ててやっておるところでございますけれども、引き続き女性の活躍できる仕組みづくりというのは、採用にかかわらず、登用、それから、そのためには設備ですとか装備の関係も、女性に合った設備施設などをつくらなければいけないという課題もございまして、女性が活躍できる職場づくり、その意識改革も含めてこれから取り組んでまいりたいと考えてございます。

◎久保副委員長 本会議でも、質問で自転車のヘルメットのことについてお聞きをしたんですけども、昨年9月の議員提案で、自転車の安全で適正な利用に関するということで条例が成立したんですけども、施行がこの4月から、県も補助します、補助制度のない市町村についてはぜひつくってくださいと。今、ヘルメットについてすごく着目されてるんですけども、私は、ヘルメットもですが、自転車のルールとかマナーや、保険とか、もろもろの全体の取り組みはすごく大切だと思ってまして、それについて本会議で知事にも御質問をしたところなんですけれども。そのことについて、この4月から施行されますが、この条例が成立したことを受けて、警察としてどのように取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

◎高橋警務部参事官兼会計課長 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の関係でございますが、これについて予算880万5,000円を上程させていただいております。この中で、交通安全教室の開催委託料ということで、中高校生対象になりますが、スケアード・ストレイト方式といいまして、スタントマンを使った交通安全教室をやる予定でありますし、テレビCMを高校生から募って、コンテストのような形でCMづくりをして、それに基づいて広報活動を行っていくというふうなことも考えております。当然、その中にヘルメットや保険の加入促進の部分もありますので、そこら辺も踏まえて、広報活動に力を入れてやっていこうと考えております。

◎久保副委員長 ヘルメットもあわせて、今、おっしゃったようなスタントマンも一番わかりやすいと思いますし、保険の勧誘など、ぜひこの1年だけではなくて、引き続いて継続してお願いをしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

◎浜田（英）委員 さんご荘の跡地の利用はどのような方向でしょうか。

◎高橋警務部参事官兼会計課長 現在、公用車の駐車場として利用しておりますが、今のところ、その後の計画については予定はしておりません。

◎浜田（英）委員 免許センターへ行くたびに駐車場もちよっと狭いし、もうそろそろどこか広いところへ変えてあげたらどうかと、そういう県民の声も随分多いと思うんですが、構想とかは全然ないでしょうか。

◎高橋警務部参事官兼会計課長 免許センターにつきましては、ことし、債務負担におきまして高圧受変電設備の改修等をやっておりますが、建物はかなり古く、昭和48年当時の建築だったと思いますけれども、かなり老朽化していることは事実でございます。設備も整っているところですが、適地が見つからないというのが現状でございますので、その辺の適地が見つければ、当然移転も考えなければいけないというところでございます。

◎浜田（英）委員 白バイ隊の練習を時々見に行くときがあるんですが、狭いところで大変苦労して練習されているので、もっと広いところで腕を磨いていただいたら、国内でもかなりいいランクにいられますので、さらに上を目指して、広いところでもっと伸び伸びと練習をさせてやりたいなというそんな思いがしておるものですから、適地があれば考えていただきたいと思っております。

◎土居委員 今、特殊詐欺にまつわる事件等も後を絶たないんですけれども、県警としても防止対策をずっと進めてこられまして、成果も上がっていると思うんですが、現状、特殊詐欺の傾向がどうなのかということと、以前、特殊詐欺防止対策の一つとして、電話に録音とか切り返しの言葉の装置をつけるという対策があつて、それがいま一つ普及し切れていないという状況があつたと思うんですが、平成31年度に向けてどう取り組んでいかれるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

◎原田生活安全部長 特殊詐欺につきましては、昨年度は一昨年と比べますと、件数金額とも大幅に減少したところでございます。認知件数につきましては20件、被害金額につきましては4,400万円余りで、認知件数につきましては、前年比でマイナス29件、被害額につきましては、マイナス3,500万円余りとなっております。最近の手口といたしましては、コンビニエンスストアにおいて、電子マネーとか収納代行サービスを悪用した手口がございますが、これは、一昨年と比べましたら、コンビニエンスストアのほうでも対策をとっていただいております、大幅に減少はしております。高齢者の被害につきましても、年々減少傾向にありまして、昨年は20件発生の中の40%ぐらいが高齢者となっております。あと、電話の撃退の部分ですが、やはり特殊詐欺を防止するためには、電話に出ないということが一番でございます、予算でつけていただいた電話の撃退装置が210基ほどあるんですが、88台ぐらいしか稼働しておりません。電話に出ないことが一番ですので、来年度に向けましても各署のほうでできるだけ高齢者のお宅を回って、ニーズに応えるようにしていきたいと考えております。なお、手口でございますが、アポ電と呼ばれるものが、現在東京のほうでも報道等で話題になっておりますが、高知県の場合には、昨年、電話、メールとか、はがきによる犯人からの何らかの接触というのが1,049件ございました。そのうちの電話につきましては、高知県の場合には166件で、はがきによるものが一番多くございまして、636件のはがきが県内でばらまかれまして、警察に届け出がっておりますので、電話に合わせまして、このはがきに対する対応についても強化をしていきたいと考えておるところでございます。

◎土居委員 一連の減少の成果は、警察の御協力のたまものだろうと思います。ただ、先ほど話があったように、詐欺もいろいろ多様化しておりますので、しっかり対応していただきたいと思います。

◎塚地委員 県内には、店内にATMも一緒に置いてあるというパチンコ店はありますか。

◎原田生活安全部長 申しわけございません。把握はしてございません。

◎塚地委員 ギャンブル依存症をいかになくすかということで、閣議決定がされて、ATMの除去の促進ということがうたわれて、進められようとしていますので、きちんと調べていただいて、今後の対応を業界の皆さんとも進めていただきたいなということは一つは要請でございます。

それで、もう一つが、いろんなところで働き方改革が言われていて、警察官の皆さんの働き方改革というの進めていかないと、組織の中でのいろんな問題も起こってきます。この間、行政管理課の説明のときに、公安委員会の中で100時間超えの長時間労働の方が90人いると伺って、なかなか大変な実態なんだというふうに思っているんですけども、例えば、100時間超えをした方を産業医とつながなくてはいけないとなっておりますが、そういうシステムは、県警でどんなふうに行われているのか教えていただきたい。

◎**田中警務部長** 行政管理課のときにも御答弁させていただきましたけれども、やはり警察の場合は捜査等で、あるいは災害への対応等で昼夜を分かたず対応しなければならない場合もございますので、どうしても時間外の勤務が多くなってくる場面はございます。今回、条例によりまして、上限が定められるということもございますので、これを十分意識してきめ細やかな業務管理をできるように、取り組んでまいりたいと思っています。それから、先ほどの産業医等の関係でございますけれども、現在、運用といたしまして、80時間超の超過勤務を行った職員につきましては、まず全員に過重労働のチェックリストというものをつくらせまして、それに基づきまして職員からの申し出がありましたり、あるいは産業医のほうから御指摘があった場合、必要と判断した場合は医師による面接を行うということで対応しています。今回やはり条例もできまして、上限もできるということもございますので、特に、上限をどうしても超えてしまったような場合には、健康確保をしっかりと図っていくということも大変重要なことだと考えていますので、これから条例が施行されれば、健康確保のための医師の面接というのをしっかりと対応してまいりたいと考えています。

◎**塚地委員** そういった場合に、産業医の方、県庁にはおいでますけれども、県警の場合はどんな形になるんですか。

◎**田中警務部長** 常設の産業医が庁内におるということはございませんで、各警察署あるいは本部で医師の先生にお願いをして、産業医を務めていただいております、お越しいただくときとかに面接をしていただく形で対応しています。

◎**塚地委員** 県庁の産業医の特徴は職場をどう改善していくのかという提言が基本的にきちんできるといふ立ち位置にあるんですね。県警の組織はどうしても縦割りの組織になっていて、そこから起こる問題というのもこの間、幾つか出てきているように思うんですけれども、そういうことにもきちんと言えぬ産業医という位置づけがないと、なかなか各地域で警察署にいる産業医に、それを御相談したからといって改善にはなかなか結びつきにくい問題が出てくると思うんですが、そのあたりの検討して、働く環境改善、いわゆる組織にも提言ができるというような立ち位置を持った方が、必要になるのではないかと思うので、そこはぜひ検討していただけたらと思っています。

◎**田中警務部長** 御指摘ありがとうございます。確かに、今回、上限規制ができるという中で、仕事のやり方も含めて業務管理をしっかりとやっていくということと、それから健康確保の観点から医師の先生方の御意見をどううまく合わせていくかということ、大変大事なことだろうと思っています。今回規制ができますのでそれにつきましても産業医の先生にきちんと説明をして、しっかりと組織的な業務管理の対応と健康管理が一体的にうまくいくように、産業医の先生も御相談しながら取り組んでまいりたいと考えています。

◎**大野委員** 先般行われた海づくり大会ですけれども、天皇陛下の三大行幸啓の最後の行

事ということで、全国から注目される中で県警の御尽力によって無事に終わったこと、感謝申し上げたいと思います。

自分のほうは児童虐待のことをちょっとお伺いしたいんですけども、全国的に児童虐待がものすごい問題課題になっていますが、そんな中で児童相談所は体制も強化されて児童福祉司もこれからふやしていくということで、強化もされているんですけども、児童相談所との連携ですとか、県警のほうでの取り組みがあればお伺いしたい。

◎**原田生活安全部長** 児童虐待につきましては、当県では、従前より児童福祉法に規定のあります要保護児童対策地域協議会を通じて児童相談所等と全件共有を行っております。この全件共有につきましては、全国でも、昨年11月末現在で警察庁が把握しているところによりますと、本県を含めまして8府県が全件把握をしておるところでございます。それで、全件共有することに至った経緯でございますが、平成20年に県内、南国市で児童が虐待死したという痛ましい事件がございまして、その後、本県におきましては、要保護児童対策地域協議会を通じて全件共有をして、児童相談所とは緊密に連携をとっているところでございます。それと、あと本県におきましては、警察のOBの3名を児童相談所のほうに非常勤として雇っていただいて、助言を行うなどして現場活動に生かしていただいているところでございます。

◎**大野委員** 地域とか児童相談所などからの情報は、割と県警のほうに入ったりはしているんでしょうか。

◎**原田生活安全部長** 要保護児童対策地域協議会、「要対協」と略させていただきますけれども、要対協では市町村自治体の関係者とか、学校の関係者、保護司の方とかさまざまな地域でボランティアで活動している方等、一緒に会を行っておりますので、さまざまな立場で把握した情報につきましては、要対協で情報を共有するようにしておるところでございます。

◎**大野委員** もちろん自治体とか児童相談所とか、あと要対協との連携もそうなんですけれども、地域とかの情報にもアンテナを張るようお願いしたい。今、事例が大分増えてきている、なぜか知らないですけど、よくお伺いしますので、ぜひともお願いしたいと思います。

◎**原田生活安全部長** 要対協につきましては、各市町村ごとで実施をしております、ケースワーカーの方とか地元に着した方の情報も入ってきておりますので、それを吸い上げて情報共有を今後もしていきたいと思っております。

◎**大野委員** 要対協というのは、段階を踏まなければなかなかそこまで情報が行きませんので、行政とか児童相談所とかそういうところに入りますので、それともう一つ、別の地域からのラインというのがありますので、ぜひそこは警察の役目だと思いますので、そういうところにもアンテナを張っていただきたいとお願いします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、警察本部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

最初に本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、総務参事官に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎宇田川警察本部長 警察本部提出の報告案件について御説明いたします。お手元の青色の警察本部のインデックスを張った説明資料の2ページをお開きください。

宿毛警察署の移転整備に関する報告でございます。宿毛警察署につきましては施設自体が相当に老朽化しているということ、加えまして南海トラフ地震による津波の想定においては、浸水により警察機能の維持が困難となるため、移転が必要となっていたものでございまして、他の行政機関との連携や警察機能を維持するなどの観点から移転先の検討をこの間、重ねてきたところでございますが、その結果、宿毛市役所が移転を決定した小深浦地区の高台を移転先の適地とこの度判断いたしまして、今後、円滑な移転整備に向けて関係機関との協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。詳細につきましては、総務参事官から説明をさせたいと思います。

◎明神委員長 続いて宿毛警察署の移転整備について、総務参事官の説明を求めます。

◎笹岡総務参事官 宿毛警察署の移転整備について御説明いたします。先ほどの説明資料を引き続きごらんください。

まず、宿毛警察署の現状についてです。宿毛警察署は、南海トラフの津波被害の想定では庁舎の3階部分まで浸水し、かつ、長期浸水域に所在することから、災害に強い警察署とする必要があること。加えて、昭和51年3月に建築され築後42年を経過し、施設自体が老朽化、狭隘化している状態にあることから、別地への移転、現地建てかえも含めた整備方針について、順次検討を重ねてまいりました。

宿毛警察署の治安情勢等から見た移転の必要性についてであります。国道56号線を挟んで宿毛警察署が所在する東側の地域と、近年、市街地化が進んでいる土佐くろしお鉄道宿毛駅が所在する西側の地域に分け刑法犯発生件数や交通人身事故、110番通報等の件数を比較した結果、西側地域のほうが発生件数が多い状況であり、西側に位置する小深浦へ移転することは、治安情勢の推移から必要と判断しました。また、災害警備活動においても、現在の宿毛警察署は長期浸水区域に所在することから、移転することを判断しました。昨年の7月豪雨では、宿毛警察署庁舎前の道路が冠水し、パトカーが一時出動できなくなるなど、警察活動に支障を来しております。

次に、移転場所について御説明いたします。宿毛警察署と移転場所である小深浦の高台の位置関係についてですが、資料の3ページをごらんください。警察署の移転候補地については、現所在地から西方へ2キロほどに位置し、かつ、浸水被害を受けないことから、移転先としてベストであると判断したところでもあります。

小深浦台地に移転することにより得られる効果について御説明をいたします。資料2ページにお戻りください。まず、平時における事故事件発生のスムーズな対応は可能となります。移転場所が管内で取り扱い件数が多い国道56号線より西側地域の北側に位置しており、現在の所在地より迅速な事案対応が図れると判断しました。さらに、南海トラフ地震発生直後から警察活動が可能となります。移転先である小深浦であれば、津波による浸水被害を受けることなく、発災直後から、人命救助、避難、誘導、治安維持活動に滞りなく遂行することが可能となります。また、市役所等の他の行政機関との連携が早期に可能となりますことから、情報共有や調整等が容易となり、迅速な災害警備活動が可能となります。

地域住民の皆様への対応について御説明します。移転を決定するに当たりましては、宿毛警察署管内の住民の方に対する説明会を実施しました。1月19日から1月30日までの間、管内の各地区10カ所で、延べ121人の住民の方に参加をしていただき、移転の必要性等について説明を行い、一定の理解が得られたと認識しております。なお、理解が得られたとはいえ、警察署が移転することに、住民の皆様方は不安があると思われまことから、現庁舎周辺地域のパトロールや巡回連絡を強化するなど、体感治安を維持するための対策に取り組んでまいります。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。今後は、宿毛市が行う造成工事等の進捗を見きわめながら、造成地の分譲取得に向けて宿毛市と協議を進めてまいります。新しい宿毛警察署の建築予定時期ですが、宿毛市の造成工事の進捗状況により、変更する可能性がございますが、5年後の完成を目指し、計画的に取り組んでいきたいと考えております。宿毛警察署の移転整備について御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 先ほど説明があった一定の御理解とは、ちょっと難しいよとおっしゃった方もおいでという事で、その具体的な中身はどんなことになっているのか。

◎笹岡総務参事官 宿毛警察署の移転の検討時期がなかなか短過ぎるんじゃないかというお話もございました。移転先候補地前の県道が冠水し豪雨時に孤立するではないかとの意見等もありました。安全安心のために旧市街地に交番等を設置していただきたい等の意見がございました。

◎塚地委員 交番を置いてほしいという御要望は、なかなか今の状況では、応えるのは、

ちょっと難しい状況なんではないでしょうか。

◎**笹岡総務参事官** 現在の状況では交番等の設置計画等はございません。しかしながら住民等の皆様の意見等を受けまして、宿毛市のほうが旧の宿毛市役所のほうを何らかの形で置いて、活用するというお話も伺いましたので、その場合には、施設の貸し出しをされるのであれば、一部を間借りしまして、立ち寄り所、警察活動の活動の拠点とするようなことができないかということ、既に宿毛市のほうには申し入れ、協議等をしております。

◎**塚地委員** 心の安心のよりどころみたいに、地域の中ではあってなくなるっていうことに対する不安感は大いだと思うので、丁寧に対応していただけたらと思うのと、県道の冠水の問題は県警で議論する話じゃなくて土木部の議論なんで、またそちらのほうで私どもも御意見を聞いてみたいと思いますけれど、結構、根強く地域の区長とかも含めての御意見だから、そこを強行すると後々の県警の皆さんに対する信頼ということにかかわってくるので、そこはお互いに連絡を取り合って、対応していただけたらと思います。

◎**笹岡総務参事官** 地域の方々の意見等も出まして、宿毛市役所のほうからの説明によれば、県道のかさ上げとか、河川の改修工事等もして、排水工事のポンプの整備も進めていくということも聞いております。地域の住民の方々からそのような意見が出たということにつきましては、先ほどの市役所の一部の間借りするときとあわせて、宿毛市のほうに地域の住民の意見ですということで、整備計画をしてくださいということは申し入れ協議をしております。

◎**原田生活安全部長** 先ほどの議案の質疑のときに、塚地委員から御質問がありましたパチンコ店内へのATM設置の関係ですが、県内には設置はございませんので、御報告させていただきます。

◎**山崎交通部長** 黒岩委員から高齢者講習の現状ということでお話がありまして、平成30年中の受講者の数を言わせていただきますと、1年間で2万2,264人ということでございました。平成29年は2万69人ということでございます。

◎**宇田川警察本部長** 各部長から答弁をさせていただきましたが、最後に私からも補足で御説明をさせていただきます。

まず、黒岩委員の高齢者講習の件ですけれども、最近やはり都市部では本当に高齢者講習の予約が取りにくいというのが進んでいまして、特にこれから高齢者の方がふえていくと、こういう状況は確かに高知県でも起こりうることはあると思いますので、先ほど交通部長からもありましたけれども、6カ月前にはがきを送るという中に、なかなか予約がとりにくいので早く予約をとってくださいという注意書きを書いて送るようにしているところです。それと御指摘もありましたけれども、認知症であるとか、そういったことで運転が危なくなる、免許を取り消しますという話、あるいは返納してくださいという話なんです、それだけでは、地域の足というか皆さんの足の問題がありますので、これは警察

としても、タクシー会社であるとか電車、鉄道会社であるとかバス会社にいろいろな支援をお願いしているところでもあります。本会議でも出た話ですけれども、あわせまして、自治体のほうにも、県だとか、引き続き協力してもらおうというような取り組みは警察としてもやっていかなきゃいけないなと思っているところでもあります。

それと、特殊詐欺のお話がありましたけれども、件数が非常に減ってるということではあるんですが、一つつけ加えておきたいのは、だからといって、いろんなアポ電だとかはがきだとかという件数が減っているというわけではなくて、毎日毎日、これは今も警察のほうに届けがあります。こういう変なはがきが来ましたとか、変なメールが来ましたというのが毎日ありますので、相談自体はそんなに劇的に減っているわけではないということ。それと、高齢者の被害が少なくなったという説明がありましたけれども、これは逆に言うと、若い人の被害がふえているということでもあります。特にメールで未納料金が発生していますとか、アマゾンだとか楽天などを名乗って来るだとか、あるいはインターネットの有料視聴の未納料金がありますと言われるとそれでみんなコンビニエンスストアに行って、電子マネーで払ってしまう。特に若い人はアマゾンギフトカードだとか、webマネーになれていますので買ってしまったりとか、最近、全国的にも65歳未満の方が被害に遭うケースが非常に多くございますので、その辺は情報としてつけ加えさせていただきたいと思います。

それから女性の活躍の話がありましたけれども、これも募集、非常に厳しい状況でありますので、今まで7月に高知県警は大卒の採用はやっていたんですけども、このたびなるべく他県と競合しない6月に日程を変更するというところで人事委員会と調整をいたしまして、今年度は6月で、他県と競合しない時期で、やってみようじゃないかということで採用に向けても努力をしていきたいと考えています。

◎明神委員長 以上で、警察本部を終わります。

《監査委員事務局》

◎明神委員長 次に、監査委員事務局について行います。

議案について事務局長の説明を求めます。

◎麻岡監査委員事務局長 平成31年度の当初予算につきまして御説明いたします。お手元の資料②議案説明書（当初予算）の695ページをお願いいたします。

平成31年度の当初予算額につきましては、1億7,382万円を計上しております。この額は前年度当初予算と比べまして、4万5,000円の増となっており、ほぼ変動はございません。

次に、歳出の説明をさせていただきますので、697ページをお開けいただけますでしょうか。右側の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

まず、1番の監査委員運営費の、監査委員報酬でございますが、非常勤の監査委員3名分の報酬でございます。次の特別職給与費は、常勤の代表監査委員の給与、事務費は4名の監査委員が出先機関の監査を行うための旅費などの活動経費でございます。

次の2番、人件費につきましては事務局職員16名の人件費でございます。

次に、3の監査委員事務局運営費の2つ目になりますが、全都道府県監査委員協議会連合会等負担金9万円につきましては、全国の組織である監査委員協議会連合会への負担金8万円と、四国4県の監査委員協議会の負担金1万円を合わせたものでございます。次の職員研修負担金は事務局職員が専門的な研修を受けるための経費でございます。次の事務費につきましては、総務事務と工事監査を担当します非常勤職員2名の報酬、臨時的任用職員の賃金のほか、監査業務を執行するための旅費や需用費など事務局の活動経費でございます。

以上、監査委員事務局の予算説明でございますが、平成31年度も引き続き適正な事務処理を目指し、監査を実施してまいります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎明神委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

議案について事務局長の説明を求めます。

◎金谷人事委員会事務局長 平成31年度の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の資料②の当初予算699ページをお願いいたします。

人事委員会の予算総額は、1億3,700万円でございますが、前年度とほぼ同様でございます。財源内訳のうち、特定財源132万8,000円がございますが、これは市町村などから公平委員会の事務を受託しておりまして、その事務処理に係る経費を諸収入で受け入れているものでございます。

701ページをお願いいたします。歳出につきまして説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

1の人事委員会運営費でございますが、これは3人の委員の報酬と人事委員会の全国、四国の組織に対する負担金、旅費等でございます。

3の人事委員会事務局運営費は、職員採用試験や給与などの勧告、報告、事務、職員の不利益処分に関する審査請求の事務などを行うための経費でございます。

以下、委託料が並んでおりますが、ほとんどが採用試験に関するものでございます。

まず、適性検査判定委託料は、職員採用における受験者の適性を見きわめるためのものでございます。

次の試験問題作成等委託料でございますが、これは、身障者の選考試験や社会人経験者の採用試験などの試験問題の作成を委託する、委託料でございます。ここ数年は実績はご

ございませんけれども、目の不自由な方でも受験ができますように点字版の試験問題の作成経費も計上しております。

次の採用試験事務電算処理委託料は、採用試験業務を速やかに処理いたしますための受験者の回答をデータ処理するものでございます。

702ページをお願いいたします。人事試験研究センター負担金でございますが、これは通常の上級試験や初級試験など全国統一実施の試験問題の提供を受けております公益財団法人日本人事試験研究センターへの負担金でございます。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

《議会事務局》

◎明神委員長 次に、議会事務局について行います。

それでは、議案について事務局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎弘田議会事務局長 私からは、議会事務局の平成31年度当初予算と平成30年度2月補正予算についてその概括を説明させていただきます。

議会事務局は議会が執行部と緊張感のある関係を保ちながら監視機能や政策提言機能を十二分に発揮し、県民の皆様の期待に応えていただきますため、その補佐機関としての役割を果たしているところでございます。このため、開かれた県議会の一層の推進、監視機能の強化、政策提言機能の強化の3点を重点項目と位置づけておりまして、議員の皆さんの活動を積極的にサポートさせていただくよう努めてまいります。

平成31年度当初予算につきましては、改選期にかかる費用及び委員会室の議員用いすの買い替え費用を計上したことなどにより、前年度より1,094万1,000円増、総額で10億3,895万円余りの予算をお願いしているところでございます。

また、2月補正では1,230万円余りの減額をお願いしております。詳細につきましては、この後、総務課長から説明させていただきます。

◎明神委員長 続いて、総務課長の説明を求めます。

◎梅森議会事務局総務課長 平成31年度の当初予算につきまして御説明させていただきます。資料②の高知県議会定例会議案説明書（当初予算）の5ページをごらんください。

平成31年度の議会予算は、10億3,895万3,000円で対前年度比1,094万1,000円の増額、率にして1.06%の増となっております。

右端の説明欄をごらんください。まず、1 議会運営費につきましては7億207万9,000円を計上しており、対前年度比684万4,000円の増額となっております。議員報酬等では、都道府県議会議員共済会が推計した年金支給見込み額が増加をしたため、これに伴い、各都道府県の給付経理負担金の率が上がったことによる共済費の増額と、昨年の条例改正による期末手当の増額がありましたので、トータルでは、前年度から684万4,000円の増額となっております。その下の健康診断委託料、政務活動費交付金は前年と同額を計上しております。また、運営費は、改選期に係る応招旅費などにより、旅費費が345万9,000円の増額となっております。

次に、2 人件費の一般職給与費は事務局職員29名分で2億4,201万9,000円で対前年比242万3,000円の増額となっております。

次に3 事務局運営費は9,485万5,000円を計上いたしました。改選期にかかる費用及び委員会室議員用いすの買い替え費用を計上したことなどにより、対前年比167万4,000円の増額となっております。

健康診断委託料から次の6 ページの3 行目、委員会調査等出張業務委託料までの委託料につきましては、全体で2,046万3,000円と前年比245万3,000円の減額となっております。主なものとしましては、県議会情報システム保守等委託料が議会内LAN改修及び県議会情報システムのサーバー改修が終了したことなどにより300万6,000円の減額、一方、広報紙配布等委託料が改選期の議会だよりの臨時増刊号発行などにより、53万5,000円の増額となっております。

4 行目からの分担金、負担金につきましては、前年とほぼ同じ内容で全体で490万4,000円を計上いたしました。

事務費につきましては、改選期にかかる費用及び委員会室の議員用いすの買い替え費用を計上したことなどにより、前年比409万1,000円の増額となりました。

続きまして、平成30年度2月補正予算について説明いたします。

資料④議案説明書（補正予算）の4 ページをお願いいたします。

総額で1,230万1,000円の減額補正を行うものでございます。

右端の説明欄をごらんください。

1 の議会運営費で663万7,000円減額しております。これは政策的課題に関する特別委員会や海外分等の旅費を減額したことによるものです。

次に2 の事務局運営費につきましては566万4,000円減額しております。内訳としましては委託料は336万4,000円、事務費を230万円減額いたしました。

委託料減額の主な内訳は政策的課題に関する特別委員会が設置されなかったことなどにより、議事記録反訳等委託料174万円減額、本会議場放送設備点検委託料の執行残を35万5,000円減額、委員会調査等出張業務のバス借り上げに係る委託料の入札残59万1,000円を

減額することなどによるものでございます。

事務費減額の主な内訳は、海外における現地での借り上げ車代の執行残を減額しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で議会事務局を終わります。

《意見書》

◎明神委員長 ほかの委員会が終わってないようですので、次に、意見書を議題といたします。

意見書案4件が提出されております。

まず、自動車税の車齢による割増措置の廃止を求める意見書(案)が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ いろいろ書いてありますけれども、ハイブリッドは別として、ガソリン車でもディーゼル車でも、LPガスの自動車でもとにかく、車の機能は関係なく車齢だけで加算されるっていうこと、県民の皆さんからは大事に使って加算されるっていうのは納得がいかないということで、買いかえを促進するための税金ではないかと、いろんなところから自動車税が今回変わることに御意見が出されてきており、確かにそれは本当に大事に使っている人や、買いかえたいけど買いかえられないっていう低所得の人に課税が来るっていうシステムになっているんで、これは何とか見直してもらいたいですという切なる声の代弁です。

◎ そのお気持ちはわかるんですけど、その反対側で軽減のほうもかなりやっておりますので、そのバランスを考えたら一致できないということ。

◎ バランス。

◎ エコのほうは相当ありますので。

◎ 余り納得はしてないんですけども。

◎明神委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、幼児教育・保育無償化にあたり給食食材料費の実費負担ではなく完全無償化を求める意見書（案）が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小 休）

◎ 今、ゼロ歳から2歳の部分についてはおかず、主食も含めて、保護者の自己負担はありません。3歳になったら、ごはんを持っていったりって主食の部分、実費負担分は今までありますけれども、この際やっぱり無料化の中で食育の基本でございますので、命をはぐくむ保育と教育の中にやっぱり食材費は含まれているものという形に充実していかなくてはいけないんじゃないでしょうかという、保育の専門家の皆さんからの御意見も多くあって、ぜひ、お願いしたいと思います。

◎ これ本会議で教育長も答弁されておりましたので、それにこちら執行部に合わせてということで、不一致ということ。

◎明神委員長 正常に復します。

意見の一致を見ないので本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、沖縄県民の明確な民意を尊重し、辺野古米軍基地建設の埋め立て中止・普天間基地撤去を求める意見書（案）が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小 休）

◎ 県民投票の結果を見ても圧倒的多数の声なんですけれども、投票結果を受けて、全国

的な世論調査をしても、この沖縄県民の声を尊重した政府の対応が求められるという世論の大きな数字もございますし、この民意を本当に尊重するというのを、地方自治を大事にする立ち位置からも、ぜひ応援の声を上げるべきではないかと思っており、提案をさせていただいております。

◎ これは、一義的には国の事項ですので、ちょっと県議会でというのが会派としての1番大きな理由で、それとこの埋め立てについては、基本的に普天間の固定化っていうのが1番こちら側としては気にかけるというか、いろんな意味で、やはりこれでよりも普天間を1日でも早くどけなければいけないということで、こちらも不一致ということで。

◎ 反論はございますけれど。

◎明神委員長 正常に復します。

意見の一致を見ないので本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小 休）

◎ 率直に、具体的な項目を二つ掲げさせていただいたんです。年金の隔月支給、2カ月に1回しか支給されてないんですけど、ヨーロッパ諸国では月1回が当たり前の流れになっていて、生活設計上をふた月に1回っていうのはなかなか大変な状況もあるので、毎月支給に改めてほしいというのと、年金の支給開始年齢をこれ以上引き上げられたら、もうもらえる人間は半分以下になるよという数字も出てきておりますので、その要望を掲げさせていただいたところでございます。

◎ 毎月が国際水準というのはあれですけど。しかし、毎月だと生活設計ができて、隔月だとできないっていうのもまたそれはそれで、2カ月を1カ月に割り振って計算すれば済むんじゃないかという意見なんかも出ております。それと今後、働き方、そして仕事と雇用のあり方なんかも含めて、これから実際にまだ支給年齢を上げるということが本格的に決まったわけでもないんで、推移を見て判断したいので今はちょっと、現状としてはこれに同意できないということでございます。

◎明神委員長 正常に復します。

意見の一致を見ないので本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

お諮りいたします。

以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については、あす行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは以後の日程については、あすの午前11時から行いますので、よろしくをお願いします。

本日の委員会はこれで終了します。

(11時41分閉会)